



# 主な組織が三位一体となった地域運営体制を構築

## 一般社団法人 松永あんじょうしょう会（福井県小浜市）

- 松永地区は、福井県小浜市の東端に位置し、三番の滝からの清流が地域を横断する松永川を流れている。また、国宝「明通寺」をはじめ数多くの文化財があり「すり鉢やいと」や「はったいまつり」等、古くからの行事が今に伝えられている歴史的にも貴重な自然豊かな地域である。
- 多面的機能支払には、県営経営体育成基盤整備事業を機に旧村単位・土地改良事業区域を活動対象範囲とし、平成19年度から農業用施設の維持管理・農村環境の保全に取組んでおり、平成28年度に活動組織を一般社団法人化し、平成29年度から、市単位の広域活動組織である「若狭おばま農地環境保全広域協定」に参加し活動を継続している。



### 【地区概要】

- ・取組面積 150.42ha  
(田 150.4ha、畑 0.02ha)
- ・資源量 開水路 8.7km、農道 17.4km、  
パイプライン 21.8km
- ・主な構成員 農業者、自治会9集落、  
小浜東部土地改良区、  
小浜平野土地改良共同施行、  
松永農業集落排水組合、  
株式会社永耕農産、  
松永いきいきふるさと塾、  
老人クラブ婦人会、子供会
- ・交付金 約 13.8百万円 (R5)  
農地維持支払  
資源向上支払(共同、長寿命化)

### 地域の状況や課題

- 農業用施設・農村環境の保全活動のみならず、地域農業の発展と地域資源を活用した地域振興のため、持続性のある運営体制の強化を図る必要があった。
- 地域の草刈り作業について、平成19年度より、営農法人が耕作している区域は営農法人が行い、集落周りは集落で実施する体制としてきたが、代掻きや田植え等の営農繁忙期における営農法人の負担軽減と地域の遊休農用地の発生防止等を図る必要があった。
- 小学校の統廃合により地区の小学校在廃校になり、次世代を担う子供の農業や農村環境の保全等に対する学習の場がなくなる懸念があった。

- 施設の老朽化
- 狭小で軟弱地盤の農地
- 個人零細経営がほとんどを占めている
- 営農に不可欠な農業用水は不安定 等

### 取組内容

- 地域農業の発展と地域振興を図るため、平成28年度に公益部門の活動組織の一般社団法人化（松永あんじょうしょう会）、平成29年度に営利部門の営農組織の株式会社化（永耕農産）をした。
- 営農組織の株式会社化（永耕農産）に伴い定年制を導入し、また、一般社団法人化した活動組織（松永あんじょうしょう会）に定年退職者による「草刈隊」を結成し、営農法人の営農繁忙期や地域の草刈り活動への支援する体制を構築した。
- 営農法人の若手就農者等（30～40歳代）による任意団体「まつなが里山楽校」を設置し、次世代を担う子供に地域を知ってもらい、関心をもってもらうため、老人クラブとの交流を含め、農業体験（田んぼアートを含む）水路での生きもの調査等を実施している。



### 取組の効果

- 平成19年度に活動組織の設立以降、福井県土地改良事業団体連合会に報告書類の取りまとめ業務を委託し、平成29年度からは小浜市1組織の広域活動組織の設立に併せ、小浜市土地改良区合同事務所に事務局業務を委託し事務負担の軽減を図っている。
- 資源向上支払（長寿命化）については、農業用施設の機能診断の実施結果等を基にした5年計画を策定し、設計業務を外部委託し負担軽減と計画的かつ効果的な実施を行っている。
- 里山楽校の設置により、従来行ってきた地域の子供の学習の場とした農業体験や生きもの調査等の継続実施が可能となった。また、地元高校生が草刈体験に継続的に参加している。



## きっかけ

担い手の高齢化、遊休農地の増加、地域の小学校の廃校等、農業と地域振興についての課題を踏まえた改革が必要

### Step1 (H15~21)

#### ほ場整備の実施

- 県営経営体育成基盤整備事業（区画整理102.4ha）
- 農地の集積・大区画化（1~2ha）による農作業の効率化及びパイプライン化、暗渠排水整備により水管理労力を軽減。

### Step2 (H17)

#### 任意組織の設立

- 小浜東部生産組合（任意組織）を設立。

### Step3 (H19)

#### 農事組合法人及び活動組織の設立

- 小浜東部生産組合を農事組合法人化。
- 松永川流域の環境を良くする会（農地・水・環境保全向上対策の活動組織）を設立。

事務作業を委託することによって、事務負担を軽減。

約10年が経過・・・

#### 一般社団法人及び株式会社設立の狙い

- 多面活動の一つの事業とし、それ以外の事業も含めて地域全体を考える運営ができる。
- 公的に認められた立場となる自覚が芽生える。
- 交付金等を個人のためではなく、地域に使うための受け皿とする。
- 持続性、健全性、信頼性が得られる地域運営。
- 利益を出すことに対する責任感がでる。
- 経営のスリム化、効率化を図ることができる。

#### 三位一体となった地域運営体制の構築



### Step4 (H28)

#### 改革に向けた検討の開始

- 若い理事たちが集まって、農事組合法人よりも会社が良いという考えになった。地域を守るため、一般社団法人の設立も必要となった。

## 今後の展望

#### ①事務の一元化

一般社団法人、営農法人双方の人材確保の困難化に対応するため、両者が行う事務の一元化と定年退職者を含めた人の融通等について検討している。（両者の組織運営方法の見直し）

#### ②地域内外からの人の呼び込み

- ・ボランティア募集（1日農業バイト）
- ・福祉機関との連携（農福連携）
- ・インバウンドを含む国内外からの観光客の呼び込み

### Step6 (R1)

#### 松永地区農泊推進協議会に参加

- 農泊の拠点である「藤屋」、地域農業の担い手である「株式会社永耕農産」、地域の観光資源である「明通寺」等が一体となって誘客及び観光客の受け入れに取り組む体制を構築。

松永地区については小浜市の魅力の発信及び活性化に取り組む活動に参加。

### Step5 (H29)

#### 一般社団法人及び株式会社の設立

- 平成29年3月、活動組織を法人化し、一般社団法人松永あんじょうしょう会を設立。
- 平成29年5月、小浜東部生産組合を組織変更し、株式会社永耕農産を設立。

永耕農産の定年退職者による草刈隊を結成。

#### 【若手からの提案】

- 個人及び法人顧客の獲得
  - ブランド米の生産・販売
  - 観光と園芸事業の拡大
  - 若手人材の採用・拡大
- 【合意事項】
- 営農法人の経営に60歳以上は参加しない。
  - 地区の環境と農地を守る。
  - 高齢者・女性にも活躍してもらい地域を元気に。
- 【見直しの方向性】
- 地域資源の保管理は一般社団法人を設立し行う。
  - 農事組合法人を利益の経営体（株式会社）にする。